

## 後期高齢者医療被保険者証等の更新について

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

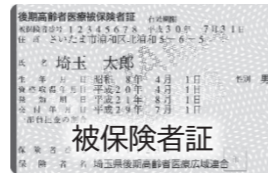
現在使用されている後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)と限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は令和3年7月31日(土)までとなっています。

新しい被保険者証は、7月中旬に特定記録郵便で郵送します。

また、前年度に認定証を申請された方で、本年度も引き続き対象となる方には認定証を郵送します。新しく認定証の交付を受ける場合には事前に手続きをお願いします。

### ●新しい被保険者証の送付

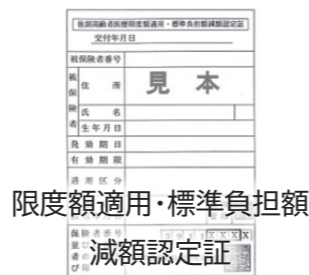
8月1日以降に医療機関を受診する場合は、新しく交付される紺色の被保険者証を使用してください。また、古い被保険者証は、確実に裁断するなどの処分をお願いします。



### ●限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示することで、同じ医療機関での1か月の一部負担金額を自己負担限度額までに抑えることができます。

- ・「限度額適用認定証」該当者…現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ該当の方
  - ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」…低所得者Ⅰ・Ⅱ該当の方
- 認定証の交付には申請が必要です。以下のものをお持ちになり、保険健康課へ申請してください。



#### 【申請に必要なもの】

- 後期高齢者医療被保険者証
  - 本人確認書類(免許証等)
  - 印鑑(朱肉を必要とするもの)
  - 個人番号を確認できる書類
- ※代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類等をお持ちください。

#### 【所得区分と限度額について】

課税区分	負担割合	所得区分	限度額	
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)
課税世帯	3割	現役並み所得者	現役並み所得者Ⅲ ※課税所得690万円以上の方	252,600円+ 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%
			現役並み所得者Ⅱ(現役Ⅱ) ※課税所得380万円以上690万円未満の方	167,400円+ 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%
			現役並み所得者Ⅰ(現役Ⅰ) ※課税所得145万円以上380万円未満の方	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%
非課税世帯	1割	一般	18,000円	57,600円
		低所得者Ⅱ(区分Ⅱ) ※同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯の方	8,000円	15,000円
		低所得者Ⅰ(区分Ⅰ) ※同じ世帯全員の所得が0円(年金の場合は年金収入80万円以下)である世帯の方		

## 新しい人権擁護委員が委嘱されました

問合せ 総務課 庶務担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

山口幸雄さん(渡瀬)が7月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

任期は3年で、人権問題の相談業務や人権についての普及啓発活動等を行っていただきます。

また、前任の山口精一さんにおかれましては、長い間ご尽力いただきありがとうございました。



## 国民健康保険被保険者証の一斉更新のお知らせ

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

現在お持ちの国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)は7月31日で有効期限が切れるため、7月中旬から順次、8月1日以降の新しい保険証を郵送いたします。

### ●新しい保険証が届いたら

新しい保険証の色は青色です。記載内容をご確認いただき、8月1日からお使いください。古い保険証は裁断等により各自で処分してください。

### ●社会保険に加入しているのに保険証が届いた場合

保険健康課(役場3番窓口)または神泉総合支所にて、国保喪失手続きが必要です。

#### 【お持ちいただくもの】

- 国民健康保険保険証
- 会社等から交付された保険証
- 本人確認書類(免許証等)
- 印鑑(朱肉を必要とするもの)
- 個人番号を確認できる書類

### ●保険証の郵送方法が変わります

今までの簡易書留郵便から特定記録郵便に変更となります。配達状況が記録され、ご自宅の郵便受けに直接投函されます。

### ●新型コロナウイルスの影響による保険料等の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に対して、国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の減免を令和3年度も引き続き実施します。

個別の該当の有無、詳しい申請方法等については、ホームページまたは保険健康課でご確認ください。



### 【お詫びと訂正】

6月15日(火)に各地区へ配布しました回覧文書「新型コロナウイルスワクチン予防接種」に曜日の誤りがございました。

- ①訂正前「接種券発送予定日：7月10日(木)」→訂正後「7月10日(土)」
- ②訂正前「予約開始予定日：基礎疾患のある64歳以下の方…7月20日(水)」  
→訂正後「基礎疾患のある64歳以下の方…7月20日(火)」

お詫びして訂正いたします。ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。